

1. 議事日程（令和5年第1回北広島町議会定例会）

令和5年3月6日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第1号	専決処分の報告について（町道神崎武住線〔神崎橋〕橋梁架替工事（上部工）請負契約の変更）
日程第5	議案第2号	北広島町個人情報情報の保護に関する法律施行条例
日程第6	議案第3号	北広島町個人情報保護審査会条例
日程第7	議案第4号	北広島町学校給食費条例
日程第8	議案第5号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	北広島町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第12	議案第9号	北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第14号	障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第15号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第16号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第17号	天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第18号	北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第19号	北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第20号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第21号	北広島町水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例
日程第25	議案第22号	指定管理者の指定について
日程第26	議案第23号	広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

		の変更の協議について
日程第27	議案第24号	財産の無償譲渡について（消防屯所）
日程第28	議案第25号	財産の無償譲渡について（下阿坂活性化センター）
日程第29	議案第26号	財産の取得に関する議決事件の訂正について
日程第30	議案第27号	財産の処分について（旧豊平地区工業団地開発予定地）
日程第31	議案第28号	町道の路線の認定について
日程第32	議案第29号	工事請負契約の変更について（北広島町立八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事）
日程第33	議案第30号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第9号）
日程第34	議案第31号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第35	議案第32号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第36	議案第33号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第6号）
日程第37	議案第34号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議案第35号	令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第39	議案第36号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第40	議案第37号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第41	議案第38号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第42		施政方針
日程第43	議案第39号	令和5年度北広島町一般会計予算
日程第44	議案第40号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第45	議案第41号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第46	議案第42号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第47	議案第43号	令和5年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第48	議案第44号	令和5年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第49	議案第45号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第50	議案第46号	令和5年度北広島町診療所特別会計予算
日程第51	議案第47号	令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第52	発議第1号	予算審査特別委員会の設置について
日程第53	同意第1号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第54	同意第2号	北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第55	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	伊藤立真	3番	敷本弘美
4番	中村忍	5番	佐々木正之	7番	美濃孝二
8番	梅尾泰文	9番	伊藤淳	10番	服部泰征
11番	宮本裕之	12番	湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	楨原ナギサ	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長補佐	真倉仁司	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行をさせていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、マイクを立ててから、はっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、伊藤立真議員、3番、敷本弘美議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

- 議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日3月6日から23日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

- 議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 皆さんおはようございます。行政報告をさせていただきます。資料の1ページをお願いします。総務課の関係であります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金並びに電力・ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金を記載のとおり支給をさせていただいております。2ページ、危機管理課の関係であります。地域防災力の強化ということでB&G財団からご寄附をいただいております。油圧ショベルを使っての実技研修を12月18日に行っております。16人の方に受講をいただきました。防災講習ということで、まちづくり出前講座を実施しております。12月22日に実施しております。15人の参加をいただいております。それから、地域防災リーダー養成講習ということで2月26日に開催しております。20名の参加をいただいたところであります。4ページをお願いします。財政政策課の関係であります。国のほうから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金ということで、記載のとおり支給をさせていただいております。中ほどには、県のほうからの原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金ということで記載しております。原油価格・物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金ということで、記載のとおり補助させていただいております。5ページをお願いします。広島サミット県民会議のことでありますけれども、G7広島サミットフォーラムということで12月6日に開催しております。また、第3回の総会を本年の1月17日に開催をしたところでございます。6ページをお願いします。企業版ふるさと納税の関係でありますけれども、2月14日現在で、企業版としては件数11件、金額で1120万円のご寄附をいただいております。7ページをお願いします。民間提案制度ということで、本町としては初めてでありますけれども、民間のほうから提案をいただいて審査をして実施するという形で、今回は

5つの提案を受け、採用を1件させていただいております。記載のとおりでございます。9ページをお願いします。まちづくり推進課の関係であります。生活交通対策事業で第3回北広島町地域公共交通会議を2月6日に開催をしております。協議事項は書いてあるように、中国JRバス広浜線の再編、路線のフィーダー化及び広島交通への事業移管について、また、北広島町地域公共交通Ma a S推進事業社会実装計画について等を協議をいただいたところでございます。10ページをお願いします。ふるさと寄附金の関係であります。11月から1月までの件数が1412件、金額が1億887万7000円でありました。今年度の累計、1月末時点でここには記載しておりませんが、延べ件数が1976件、金額が1億2414万9000円となっているところでございます。12ページをお願いします。一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーるの関係でございます。今年度はふるさと納税を中心に取り組んでおるわけでありまして、特に事業者訪問ということで活動を行っております。16社訪問をさせていただいて、ふるさと納税掲載依頼とか新規商品開発依頼、ヒアリング等を行っております。新商品の開発としては、サーモンを活用した商品等開発をしてきたところがあります。14ページをお願いします。町民課の関係であります。カーボンニュートラル推進事業ということで、庁舎内のワーキング等も行い、計13回これまでにやったところあります。それから北広島町環境審議会開催ということで、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画、仮称であります。について検討をいただいております。第2回目を1月31日に、それからここには記載をしておりませんが、3月3日に最終の審議会を開催していただき、答申をいただいたところあります。また答申までにこのゼロカーボンタウン推進計画に関するパブリックコメント等も実施をしてきたところあります。男女共同参画プラン第4次でありますけれども、これについても策定委員会、15ページであります。策定委員会等を開催をさせていただいてパブリックコメントをいただき、北広島町男女共同参画プラン第4次の答申を2月21日にいただいたところあります。17ページをお願いします。福祉課の関係であります。障害福祉サービス事業、事業所価格高騰対策支援金ということで、また保育施設等価格高騰対策支援金、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで記載のとおり給付をさせていただいたところあります。19ページをお願いします。保健課の関係で元気づくり推進事業、元気リーダーコースということで、今年度1月末までで61会場、延べ人数は1万9229人ということで実施をさせていただいております。22ページをお願いします。農林課の関係であります。中山間地域等直接支払交付金事業について、令和4年度の実績としては、協定は152協定、合計でありますけれども、交付対象面積は2706.4ha。交付額としては3億6018万7000円ということになっております。また、多面的機能支払交付金事業についても4年度の実績を記載をしております。農地維持支払交付金として41組織、金額で6423万5000円。それから資源向上支払交付金、共同活動の関係であります。36組織で取り組んでいただき、交付金は3768万3000円。それから資源向上支払交付金、施設の長寿命化の取組であります。7組織で取り組んでいただき、6239万7000円の交付をさせていただいたところあります。地域別の状況は下段に書いてありますが、合計で41組織、協定面積2153ha、交付金が1億6431万5000円。中山間の地域等直接支払交付金と合わせて5億2450万2000円の交付をさせていただいております。なお、この4分の1は、町費で支払いをさせていただいております。23ページをお願いします。全日本お米グランプリin北広島町の事業であります。サブテーマを「神楽・花田植、

世界に誇れる田園文化の息づくこの地で日本一のお米決定戦」ということで昨年の12月3日に開催をいたしました。最終審査が30点あったわけでありまして、町内のお米で受賞したのが、準グランプリが1点、それから銀賞が7点、町内のお米が入ったということでございます。25ページをお願いします。商工観光課の関係であります。きたひろ原油価格高騰対策運送事業者等支援金、きたひろエネルギー価格高騰対策支援金、「Pay Payで町のお店を応援しよう」等記載のとおり実施をしたところでありまして。観光振興対策事業としては、スキー場の活性化事業ということで、北広島町スキーの日、また、道の駅舞Road IC千代田神楽の日というようなことで取組をしておるところであります。北広島観光プロモーション事業としても記載のとおり取り組んできたところでありまして。また、ちゅピCOMのまちかどスタジオでも町内のいろんな情報を放映していただいて、情報発信をしているところがございます。27ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業ということで、今年度コロナの関係もありましたが、受入れ実績としては、5月から1月までで県内小学校17校334人、それから修学旅行を中学校1校103人、高等学校1校70人ということで取組をしてきたところでありまして。5年度はかなり回復してくるのではないかと考えておりますが、受入れ家庭を募集をしているところがございます。よろしく願いをいたします。28ページであります。建設課の関係です。地域施工支援事業として、今年度、一般分でありますけれども、機械借上げ、原材料支給、施工補助、合わせて81件の取組をしていただいたところでありまして。また、その下段、令和3年の災害の関係であります。地域施工支援事業ということで、208件の採択をさせていただいたところがございます。29ページをお願いします。令和3年の災害復旧事業ということで中段に書いておりますが、大部分が今年度で終了はいたしますが、まだ来年度に持ち越す事業も数件あるということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。それから一番下に、浜田自動車道4車線化整備促進ということで、1月25日に浜田市、邑南町、北広島町の3市町で合同要望ということで国土交通大臣のほうに全区間4車線化を要望をしたところでありまして。30ページ、上下水道課の関係であります。水道事業の広域連携について、いよいよ来年度から始まるということでありますが、それに向けて、広島県水道広域連合企業団の議会ということで、1月に臨時議会を開催いただきました。本町からは湊議長に議員として出席をいただいたところでありまして。それから中身は予算の関係、条例の関係等議決をいただいて、いよいよこの4月からスタートする土師広域浄水場の整備事業もこの中の事業として進めていくということになります。私からの行政報告は、以上であります。教育委員会関係は、教育長から報告をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育行政の報告を申し上げます。32ページをお開きください。

まず、学校教育活動でございますが、コミュニティスクール、芸北小中学校及び千代田中学校はこれからでございますが、全ての学校で学校運営協議会の開催をしております。2月6日、大朝小学校がかんぼ生命保険主催の第9回全国小学校ラジオ体操コンクールで、1チームが優秀賞受賞、1チームが敢闘賞受賞。学校として、かんぼ生命特別賞を受賞しております。1月20日、スキー実技研修、初任者研修を兼ねて研修会を開催いたしました。2月11日、北広島町学校給食センター建設事業地元説明会を千代田中学校で開催をしております。安全・安心な学校施設でございますが、八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事、次のページにまいります、芸北小学校校舎・体育館防水改修工事設計業務、北広島町学校給食センター新築工事

設計業務、北広島町学校給食センター進入路設計業務、芸北小学校体育館外壁等改修工事、北広島町学校給食センター進入路土地鑑定評価、各事業を記載のとおり実施をしております。35ページをお開きください。生涯学習課でございますが、まず、ふるさと夢プロジェクト事業、町内就職者お祝いの会、2月21日に9名のうち2人のご出席がございました。開催をしております。社会教育関係事業でございますが、第64回全国社会教育研究大会広島大会、広島国際会議場で参加をしております。令和4年度第2回北広島町社会教育委員会の会議、1月20日でございます。1月8日、令和5年北広島町成人式、対象者188名のうち128名の参加がございました。教育行政の報告は、以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第1号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 報告第1号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集の1ページ、2ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分第1号のとおり、工事請負契約を変更することについて、令和5年2月17日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。報告第1号の資料を併せてご覧ください。内容についてご説明いたします。1. 工事名、町道神崎武住線（神崎橋）橋梁架替工事(上部工)。2. 工事場所、北広島町南方。3. 工期、令和4年8月5日から令和5年3月31日まで。4. 変更請負金額5528万500円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は505万5500円です。5. 今回変更による減額は26万9500円です。6. 請負者、広島県山県郡北広島町有田819番地1、株式会社千代田工務店代表取締役金本秀明。7. 変更理由、町道神崎武住線（神崎橋）橋梁架替工事（上部工）に関わって、工事中に各種数量の精査を行った結果、資料にあるとおり、舗装工等の面積が減少したことにより、工事費が減額となったためです。なお、この工事は、令和4年8月臨時会で議決を受けた工事請負契約ですが、変更金額が請負金額の5%以内、500万円以内であるため、規定に基づき専決処分したものでございます。以上で、報告を終わります。

○議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第1号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第2号 北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例から

## 日程第7 議案第4号 北広島町学校給食費条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第2号、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例から、日程第7、議案第4号、北広島町学校給食費条例までを一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第2号から議案第4号につきまして一括して説明します。議案集の3ページをお願いします。議案第2号、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例について説明します。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体が適用対象となることに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の7ページをお願いします。議案第3号、北広島町個人情報保護審査会条例について説明します。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の内容に即した北広島町個人情報保護審査会を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の11ページをお願いします。議案第4号、北広島町学校給食費条例について説明します。本案は、学校給食費の公会計化の実施により学校給食費の徴収等について定めることに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） 議案第2号、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いします。本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、これまで独自で個人情報保護条例を制定していた地方公共団体にも同法律が令和5年4月から一律に適用されることとなったため、現行条例を廃止し、施行条例を新規に制定するものです。第3条から第7条にかけて開示請求手続や手数料に関すること。第8条で審議会の設置に関すること。附則で、北広島町個人情報保護条例の廃止について記載をしております。続いて、議案第3号、北広島町個人情報保護審査会条例についてご説明申し上げます。議案集7ページをお願いします。本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の内容に即した北広島町個人情報保護審査会を設置するためのもので、改正法では、職員などへ適用される罰則規定が審査会委員については対象から外れているため、罰則を設けるため、新たに個別条例として制定する必要が生じたものです。第9条で守秘義務違反の罰則規定について記載しています。これで総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 議案第4号、北広島町学校給食費条例について、学校教育課からご説明いたします。議案集11ページをお願いします。提案理由でございます。本町小中学校における学校給食費は、現在、各調理場ごとに会計が設置され、各学校におきまして徴収管理を行うとともに、学校教職員が徴収した学校給食費の管理、未納者への督促等の事務を行っております。この学校給食費につきまして、国の指導に基づき、教職員業務の負担軽減、会計の透明性向上などを目的に給食費歳入を町の歳入とする公会計化を行うため、学校給食費の規定に基づき、本条例を制定するものです。条例第1条において趣旨を、以下、定義、実施、徴収、減免、委任について定め、本条例の制定により令和5年4月から本町が学校給食費の徴収、管理を行うことといたします。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いします。



○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、3議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 5号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例から

日程第 13 議案第 10号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第5号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第10号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第5号から議案第10号につきまして一括して説明します。議案集の13ページをお願いします。議案第5号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町行政組織の見直しに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集17ページをお願いします。議案第6号、北広島町情報公開条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度との均衡を図るため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集26ページをお願いします。議案第7号、北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集46ページをお願いします。議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正及び廃止について町議会に提案するものです。議案集109ページをお願いします。議案第9号、北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、公共施設の設置及び管理条例の廃止及び改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集116ページをお願いします。議案第10号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員の処遇等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第5号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集13ページをお願いします。本条例は、広島県水道広域連合企業団設立により上下水道課から水道部門が外れ、下水道部門のみとなるため、上下水道課を廃止し、町民課の環境管理系の事務分掌を移管・統合した上で、環境生活課（仮称）を新設するものです。続いて、議案第6号、北広島町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集17ページをお願いします。本条例は、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、個人情報保護制度との均衡を図るため条例の一部改正を行うもので、主な改正

点は、個人情報保護に関する法律に基づく情報と本条例でいう情報の定義が異なり混同する恐れがあるため、必要な改正を行うものです。第2条第2号ほかで、情報から行政文書へ改め、条文中の公開する情報は公開する行政文書に、公文書は行政文書に改めています。また、第6条第6号で、広島県水道広域連合企業団の事業開始に伴い、実施機関から水道事業管理者を削除しています。続いて、議案第7号、北広島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集26ページをお願いします。本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督者、勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するもので、第3条で定年を65歳、第7条で、管理監督者勤務上限年齢、いわゆる役職定年を60歳、第12条で、定年前再任用短時間勤務制の導入を記載しています。附則において、経過措置として令和5年度から令和14年度にかけて隔年で段階的に引き上げることなどを記載しています。続いて、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。議案集46ページをお願いします。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を引き上げることに伴い、関係する条例を整備するものです。主に字句の改正、根拠条例の整理、法改正による経過措置など所要の改正、また不要となる条例の廃止を行っております。関係する条例は、合わせて11条例で、46ページから第1条として、北広島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を、48ページから第2条として、北広島町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を、49ページから第3条として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を、56ページから第4条として、職員の育児休業等に関する条例を、70ページから第5条として、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を、71ページから第6条として、職員の給与に関する条例を、97ページから第7条として、職員の旅費に関する条例を、100ページから第8条として、北広島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を、102ページから第9条として、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、103ページから第10条として、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、おのおの所要の改正を行っております。105ページから第11条として、北広島町職員の再任用に関する条例の廃止を記載しております。また、附則において、経過措置に関する事項などを記載しています。続いて、議案第9号、北広島町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集109ページをお願いします。本条例は、町内公共施設の設置及び管理条例が廃止及び改正されたことに伴い、暴力団排除のための利用規制に関する所要の改正を行うものです。別表(第2条関係)において、廃止及び改正された公共施設の設置及び管理条例に基づく施設の削除並びに所要の改正を行っております。これで総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第10号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集116ページから117ページをお願いいたします。この改正は、総務省消防庁から消防地第635号、令和4年12月23日付。地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項についてが発出され、報酬等の処遇改善については、令和4年度末までに行うよう示されたことから改正を行うものです。主な改正については、第13条第2項、階級ごとの年額報酬、金額の改正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第11号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から

日程第19 議案第16号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第16号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第11号から議案第16号につきまして一括して説明します。議案集の119ページをお願いします。議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集131ページをお願いします。議案第12号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集133ページをお願いします。議案第13号、北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。135ページをお願いします。議案第14号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、こども家庭庁設置法の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集137ページをお願いします。議案第15号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、こども家庭庁設置法の施行により学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集139ページをお願いします。議案第16号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業者の指定及び方針に対する審査手数料を定めることに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、税務課からご説明いたします。議案集は119から130ページです。議案集と一緒に配付しております説明資料に基づいて、主な内容を説明させていただきます。1点目は、税率等の改正です。国民健康保険の県単位化に伴い、本町の納付金に必要な額に税率等を改正するもので、国民健康保険税の賦課方式について、令和6年度から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に統一するため、平成30年度から段階的に移行しています。改正内容につきましては、表中に改正後として、太字と太枠で示しておりますとおり、税率等所定の変更

を行います。北広島町国民健康保険事業の運営に関する協議会において改正案を諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。2点目は、課税限度額と軽減判定所得の見直しです。被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るための措置でございます。改正内容につきましては、まず、(1) 課税限度額の見直しについては、後期分を2万円引上げ、限度額を104万円とするものです。次に(2) 軽減判定所得の見直しについては、減額の対象となる所得基準の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を、5割軽減の対象となる世帯においては28万5000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯においては、52万円から53万5000円に引き上げるものです。以上が、このたびの主な改正内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第12号と議案第13号の2議案につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案集の131ページをお願いします。議案第12号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、出産育児一時金の額について、出産費用の平均額の推計などを勘案し、50万円に引き上げることとなりましたので、条例の整備をするものです。対象は、令和5年4月1日以降の出産となります。続きまして、議案集133ページをお願いします。議案第13号、北広島町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、これは、こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、主務省令に内閣府令を加える改正が必要になりますので、条文中の対象箇所を改めるものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第14号、障害者支援センターさあくる設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。最初に、議案集135ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、こども家庭庁設置法の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が行われ、それに伴い、本条例第11条中の厚生労働大臣を主務大臣へ変更するものでございます。続きまして、議案集137ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、こども家庭庁設置法の施行により、学校教育法の一部改正が行われ、それに伴い、本条例第15条第1項第3号を変更するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第16号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について保健課からご説明申し上げます。議案集の139ページをお願いします。今回の改正は、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の申請に対し、その内容を審査し、事業者の指定、または指定の更新を行うための手数料を定めるものです。改正箇所は、手数料の名称及び金額を定める別表第1の介護保険関係に指定第1号事業者指定手数料1件につき1万円並びに指定第1号事業者指定更新手数料1件につき1万円を追加するものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。暫時休憩をとります。11時5分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 56分 休憩

午前 11時 5分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第17号 天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から  
日程第24 議案第21号 広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 再開します。日程第20、議案第17号、天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第24、議案第21号、広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例までを一括議題とします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第17号から議案第21号につきまして一括して説明します。議案集の142ページをお願いします。議案第17号、天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、キャンプ場として利用できる施設とすることに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。145ページをお願いします。議案第18号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集160ページをお願いします。議案第19号、北広島町法定外公共物等管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。175ページをお願いします。議案第20号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童クラブのみなし支援員に関する経過措置の期間延長をすることに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。177ページをお願いします。議案第21号、広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例について説明します。本案は、広島県水道広域連合企業団の事業開始に伴い、関係条例の廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第17号、天狗の里公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について商工観光課からご説明申し上げます。議案集142ページをお願いいたします。本条例は、天狗の里公園につきまして、これまで主にグラウンドゴルフ場として利用されておりましたが、施設の地の利を生かし、キャンプ場としても利用できる施設とし、有効に活用していただくために条例の改正をするものでございます。主な内容といたしましては、キャンプでの利用を想定した利用時間の変更、また、通年でキャンプ場として利用することを可能とす

るための変更及び利用料金を設定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議案第18号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集は145ページから159ページでございます。道路占用料は、道路法第39条において道路管理者が徴収することができることとされております。また、占用料の額については、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、固定資産税評価額や地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするためとされており、今般、国において、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額の改定を行うため、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、国に準じた町の道路占用料とするため、北広島町道路占用料に関する条例を改正するものでございます。なお、国においては、北広島町は第5級地と区分されており、その国における第5級地の区分どおりの同額、同率の占用料とするためのものでございます。以上で、議案第18号の説明を終わります。引き続きまして、議案第19号、北広島町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集は160ページから174ページでございます。先ほどの議案第18号と同様に道路法施行令の改正に伴い、町道路占用料と同額、同率の占用料とするためのものです。内容は、議案第18号と同率、同額でございます。以上で、議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（真倉仁司） 議案第20号、北広島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集の175ページをご覧ください。本条例の一部改正は、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続と、クラブ運営の質の向上を図るため、放課後児童クラブに係るみなし支援員に関する経過措置の期間を令和5年3月31日から令和8年3月31日に延長する条例の一部を改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第21号、広島県水道広域連合企業団事業開始に伴う北広島町水道事業の関係条例を廃止する条例について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集の177ページをお願いします。令和5年1月31日に開催されました広島県水道広域連合企業団議会1月臨時会において、令和5年4月1日より広島県水道広域連合企業団に参画した県内14市町と広島県の水道事業を継承し、事業開始をするための関係条例が可決成立したことから、記載しております北広島町水道事業の関係4条例を廃止するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、5議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 5 議案第 2 2 号 指定管理者の指定についてから

日程第 3 2 議案第 2 9 号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第 2 5、議案第 2 2 号、指定管理者の指定についてから、日程第 3 2、議案第 2 9 号、工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。以上、8 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 2 2 号から議案第 2 9 号まで一括して説明します。議案集の 1 7 9 ページをお願いします。議案第 2 2 号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため町議会の議決を求めるものです。議案集の 1 8 1 ページをお願いします。議案第 2 3 号、広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について説明します。本案は、連携協定を変更することに関し、広島市と協議することについて、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集 1 8 4 ページをお願いします。議案第 2 4 号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、適正配置に基づき廃止した千代田地域の消防施設を土地所有者に無償で譲渡することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集 1 8 6 ページをお願いします。議案第 2 5 号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集 1 8 8 ページをお願いします。議案第 2 6 号、財産の取得に関する議決事件の訂正について説明します。本案は、令和 4 年 1 2 月定例会において議決された議案第 8 8 号において一部誤りがあったため、町議会の議決を求めるものです。議案集 1 9 0 ページをお願いします。議案第 2 7 号、財産の処分について説明します。本案は、旧豊平地区工業団地開発予定地を地域活性化に役立てることを目的として、広島県より取得した財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集 1 9 4 ページをお願いします。議案第 2 8 号、町道の路線の認定について説明します。本案は町道路線の見直しのため、町道起点・終点を変更し、認定することについて町議会の議決を求めるものです。1 9 6 ページをお願いします。議案第 2 9 号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町立八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事について工事費が増額となったため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第 2 2 号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。議案集 1 7 9 ページをお願いします。指定する施設は、芸北高齢者生活福祉センター仙水園と北広島町千代田子育て支援センターの 2 施設です。いずれも非公募により選定したもので、指定管理者となる団体は継続して仙水園が社会福祉法人芸北福祉会、千代田子育て支援センターが社会福祉法人ルンビニ福祉会です。指定期間は、いずれも令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までです。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第23号、広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について、保健課からご説明申し上げます。議案集の181ページをお願いします。地方自治法第252条の2第4項の規定により、広島市と山県郡北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて広島市と協議するものです。変更箇所は、別表の3の（1）生活機能の強化の取組に地域包括ケアの推進を追加するもので、広島市が開催する連携市町との介護支援専門員等を対象とした研修会などを通じ、連携してケアマネジメントの質向上や人材育成につなげていくものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第24号、財産の無償譲渡について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は184ページをお願いいたします。提案理由でございますが、廃止となった消防施設について地権者の意向を聴取したところ、利活用の希望があり、施設は建築後37年以上経過しており、現在の評価額を大幅に上回る撤去費が必要となること。また、新たな財政負担を生じさせないものと判断し、無償譲渡について町議会に提案するものでございます。1、財産の表示。番号1、所在地、広島県山県郡北広島町後有田1330番地1。種別、車庫。名称、新地屯所。延床面積22.68㎡。番号2、所在地、本地466番地1。種別、車庫。名称、下本地屯所。延床面積26.25㎡。番号3、所在地、本地3108番地1。種別、車庫。名称、改進黨所。延床面積24.36㎡。番号4、所在地、本地3526番地1。種別、車庫。名称、丸押屯所。延床面積24.30㎡。2、譲渡先。番号1、住所及び氏名、広島県山県郡北広島町今田3921番地1、新地部落代表、八重13区行政区長田中晃文。番号2、住所及び氏名、広島県広島市東区牛田東二丁目8番1号、蒲文。番号3、住所及び氏名、広島県広島市佐伯区五日市中央5-14-54、レジデンス103、砂田文夫。番号4、住所及び氏名、広島県山県郡北広島町本地3523番地、上勇です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第25号、財産の無償譲渡について、農林課から説明申し上げます。議案集186ページをお願いいたします。提案理由ですが、下阿坂活性化センターについて、地域における活動拠点としまして有効利活用するため、地元営農組合から継続して施設利用するに当たり譲渡希望があり、無償譲渡として町議会に提案するものです。1、財産の表示。所在、広島県山県郡北広島町阿坂125番地1。種別、建物（集会所施設）。名称、下阿坂活性化センター。延床面積95.23㎡。2、譲渡先。広島県山県郡北広島町阿坂553番地、大仙営農組合組合長、清水一士です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第26号、財産取得に関する議決事件の訂正について、商工観光課からご説明申し上げます。議案集188ページをお願いいたします。本議案は、広島県が所有しておりました旧豊平地区工業団地開発予定地の取得につきまして、令和4年12月定例会において、議案第88号により議決をいただきましたが、合計面積に619㎡誤りがあることが判明したため、その訂正について町議会の議決を求めるものでございます。訂正する内容の表示。地積、誤りとして17万3351.31㎡、正しくは17万3970.31㎡でございます。なお、筆数、各筆の表示、面積、取得価格について訂正はございません。続きまして、



議案第27号、財産の処分についてご説明申し上げます。議案集190ページをお願いいたします。本議案は、本町の地域振興、地域活性化のために活用する目的で広島県から取得した旧豊平地区工業団地開発予定地につきまして、民間事業活動を通じて、所期の目的達成に向けた事業実施のため財産の処分をすることについて町議会の議決を求めるものでございます。処分する財産でございます。種別、土地。地積の合計17万3970.31㎡。売却価格1126万9948円。契約の相手方、広島県山県郡北広島町今吉田1807番地、一般社団法人北広島デジタル田園開発機構代表理事、武田昌勝。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議案第28号、町道の路線の認定についてについて、建設課からご説明申し上げます。議案集は194ページでございます。いずれの路線も国道433号、または県道下石八重線との接続箇所へ起点または終点を変更するものです。お配りしております配付資料と併せてご覧ください。路線番号、14020番、下石寺原線については、国道433号との接続地点へ始点を、県道下石八重線供用始点へ終点を移動するものでございます。これにより、起点及び終点の所在地変更並びに延長が、起点が157.6m短縮、終点が663.1m延長に伴い、1415.6mから505.5m増の1921.1mとなるものでございます。なお、これにより今後、一般県道下石八重線の未供用区間の全区間となりますので、今後、道路台帳等の整理後、県道として引き継ぐ予定でございます。次に、34185番、中八幡線については、下石寺原線の起点の移動に伴い、資料にありますとおり、終点を国道433号の接続箇所へ移動するものでございます。これにより終点の所在地の変更及び延長が411.3mから171.3m増の582.6mとなるものでございます。以上で、議案第28号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第29号、工事請負契約の変更について、学校教育課からご説明いたします。議案集196ページをお願いします。1、工事名、北広島町立八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事。2、工事場所、北広島町立八重小学校。3、履行期限、令和5年3月31日。4、変更請負金額、1億2457万5000円。5、今回変更による増額、522万5000円。6、請負者、島根県邑智郡邑南町矢上7486番地1、石見工業株式会社代表取締役社長、小泉政志。提案理由でございます。本工事は、令和4年6月議会において議決をいただき、工事執行しておりますが、工事を執行する段階で、外構工事における舗装の見直しや屋根補修における破損箇所、修繕の増加などが必要となり、仕様の変更を行うことで工事費の増額が必要となったため、工事請負契約の変更について町議会に提案をするものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第30号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第9号）から

日程第41 議案第38号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第33、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第9号から、日程第41、議案第38号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第3号までを一括議題とします。以上、9議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和4年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。別冊の令和4年度補正予算書をご覧ください。議案第30号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第9号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円を減額し、予算の総額を163億4400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、ゼロカーボン重点対策加速化事業の実施や町道等除雪委託料などの追加のほか、その他事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に事業別に追加22事業を、債務負担行為補正は、第3表に追加7件を、また、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、予算の総額を20億9000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般職給与費の減など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ360万円を減額し、予算の総額を6億9640万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、浄化センター維持管理委託料の精算など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第33号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第6号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億800万円を減額し、予算の総額を30億220万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、居宅介護サービス給付費の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第34号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1330万円を減額し、予算の総額を9030万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金の増額、電気事業における進入路開設委託料の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第35号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、予算の総額を580万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立での増及び予備費の調整を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第36号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を1億9500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、歯科医療費消耗品の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第37号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を3億330万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料負担金の減額及び予備費の調整を行っております。別冊の令和4年度北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第38号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第3号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額から568万5000円を減額し、収入予定額を5億6942万6000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額に1891万円を追加し、支出予定額を

5億2050万3000円とするものです。資本的収入において既決の収入予定額から2000万円を減額し、収入予定額を3000万円とし、資本的支出において既決の支出予定額から1560万円を減額し、支出予定額を2億5773万3000円とするものです。なお、今回、予算補正を行う主な内容は、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明を行います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第30号、北広島町一般会計補正予算第9号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料、令和4年度3月補正予算の概要及び主要政策をご覧ください。今回の補正における編成上のポイントといたしまして、2050年ゼロカーボンタウンの達成に向けた重点対策加速化事業の迅速かつ着実な実施や、町道等の安全確保のための除雪費の追加ほか事業精査に伴う決算見込みによる予算調整などを行っております。その結果、一般会計の補正額は1億円の減額補正で、補正後の予算額は163億4400万円となっております。本表下段には、一般会計、特別会計における当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。裏面をご覧ください。今回、補正を行う主な事業につきまして、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。なお、表中※の事業につきましては、別紙概算説明の資料を添付しております。また、右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。政策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、有害鳥獣駆除事業における捕獲等報奨金350万円の追加や、担い手育成総合支援事業における土壌改良等工事請負費等1699万4000円の減額などを。施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、町営住宅維持修繕等工事請負費500万円の減額などを。政策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、認定こども園施設型給付費負担金等3490万6000円の減額などを。政策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、ゼロカーボンタウン推進加速化補助金等7194万5000円の追加、地籍調査委託料等6911万6000円の追加、町道等除雪委託料1億3000万円の追加、消防団員報酬等1027万9000円の減額などを。政策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、ふるさと寄附金受領書発送等委託料等950万円の減額を計上しております。次に、補正予算書第2表、繰越明許費補正をご覧ください。記載しております2款総務費から11款災害復旧費までの22事業を追加し、地方自治法第213条の規定により、令和5年度へ繰越しをするものです。次のページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正として、基幹系システム広島県クラウド利用料をはじめ追加7事業を計上しております。次のページをご覧ください。第4表、地方債補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額10億6650万5000円とし、前回補正の予算額から3710万円を減額するものです。以上で、財政政策課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第31号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号について町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、育児休業の職員の人件費を減額するものです。5款3項1目総合保健施設事業費については、時間外手当分の人件費を減額するものです。8款2項1目直営診療施設勘定繰出金の減額については、雄鹿原診療所、八幡診療所、芸北歯科

診療所の事業実績によるものです。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の減額については、新型コロナウイルス感染症対応による保険税減免分となります。5款1項1目一般会計繰入金については、未就学児均等割の税軽減分についての増額。そのほかは国保会計事業費の精査によるものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第32号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費を14万5000円の減額。2目会計管理費を20万円の減額。2款1項2目下水道管理費を330万円の減額。4款1項1目予備費を調整により4万5000円の増額。歳出合計360万円を減額するものでございます。減額の理由につきましては、いずれも決算見込み、事業精査によるものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書、1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を歳出と同額の360万円を減額するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第33号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第6号について保健課からご説明申し上げます。今回の補正は、事業実績に伴う決算見込みによるものでございます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、研修内容の変更により講師謝金、報償費を10万円減額するものです。1款3項1目介護認定審査会費については、認定審査会の開催回数減により報酬を50万円減額するものです。2款1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費を3600万円、2目の施設介護サービス給付費を5000万円、次のページ、3目の地域密着型介護サービス費を1000万円を給付実績によりそれぞれ減額するものです。2款3項1目特定入所者介護サービス費については3000万円を給付実績により減額するものです。2款4項介護予防サービス等諸費は、1目の介護予防サービス給付費を100万円減額し、次のページの2目地域密着型介護予防サービス費を100万円増額するもので、いずれも今年度の保険給付費の給付実績によるものでございます。4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費を実績により660万円減額し、2目介護予防ケアマネジメント事業費については、ケアプラン作成委託料を60万円減額するものです。7ページ、8ページをお願いします。4款2項1目一般介護予防事業費の地域住民グループ支援事業費補助金を実績により50万円減額します。4款3項1目総合相談事業費については100万円を減額するもので、内訳としまして、会計年度任用職員の報酬を91万4000円、公用車借上料を8万6000円減額します。以下、財源更正のみとなっております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料を1471万1000円減額するものです。内訳として、特別徴収保険料を510万円、特別徴収保険料のうち地域支援事業分を961万円1000円それぞれ減額するものでございます。3款1項1目介護給付費負担金を2881万3000円減額するもので、これは歳出の保険給付費の減額に伴うものです。3款2項国庫補助金につきましては、それぞれの事業実績等により、次のページのとおり、4458万20

00円増額するものです。4款1項の支払基金交付金は5659万5000円減額するもので、内訳としまして、1目介護給付費交付金を5481万3000円、2目地域支援事業支援交付金を178万2000円それぞれ減額します。5款県支出金の減額につきましては、歳出の介護給付費、地域支援事業費等の減額に伴うものになります。5ページ、6ページをお願いします。7款1項一般会計繰入金は1708万2000円の減額でございます。2目のその他一般会計繰入金の事務費分を60万円減額し、1目の介護給付費繰入金、3目地域支援事業繰入金及び4目低所得者保険料軽減繰入金は、それぞれ法定負担割合の公費分となります。下段の9款3項6目雑入につきましては、総合事業利用者負担金を110万円減額するものとなります。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第34号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算書、事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費におきまして、需用費を精算に伴い、9万円減額するものでございます。次に、2款1項1目電気事業におきまして、需用費につきましては精算に伴い280万円減額するものでございます。委託料につきましては、点検作業委託料につきましては、精算に伴い30万円減額するものでございます。取水堰進入路開設委託料につきましては、当初、取水堰の進入路として予定しておりました経路が急傾斜及び想像以上に岩盤が多く、進入路開設が困難になったことに伴い、2990万円減額するものでございます。同様に使用料及び賃借料につきましても、取水堰進入路開設断念によりまして進入路部分の土地借上料が必要なくなったことに伴いまして、21万円減額するものでございます。次に、4款1項1目電気事業基金費におきまして2000万円増額し、2003万3000円とするものでございます。今後の修繕費等に備えて積立てを行うものでございます。続きまして歳入の方でございますけども、前に戻っていただきまして、事項別明細書歳入の1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目使用料の電気使用料につきましては、本年度雨量が少なく、発電量が例年に比べて少なかったため1202万2000円減額し、6487万9000円とするものでございます。次に、3款2項1目基金繰入金につきましては、電気事業の精算に伴い、127万8000円減額するものでございます。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第35号、令和4年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号について、管財課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1、2ページをお願いします。2款1項1目の財産管理基金については、500万円を増額し、507万円とするものです。これは、芸北財産区有林の立木売払収入により、芸北財産区基金へ積み立てるものでございます。3款1項1目の予備費については10万円増額し、16万円とするものです。これは、歳入との端数調整によるものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1、2ページをお願いします。1款2項1目の財産売払収入については500万4000円増額し、502万5000円とするものです。これは芸北財産区立木売払いによるものです。2款1項1目の芸北財産区基金繰入金については、実績に基づき62万8000円減額するものです。3款1項1目の繰越金については72万4000円を増額し、72万5000円とするものです。これは、前年度からの繰越し実績によるものです。以上で、管財課からの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第36号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、歯科診療所の報償費を事業実績により22万円を減額するものです。2目訪問看護事業費、3目歯科保健センター芸北管理費については、財源更正のみとなります。2款1項医業費については、事業実績により78万円を減額するものです。内訳としまして、2目医療用消耗品費歯科分を40万円。4目検体検査費は、八幡診療所分の検体検査手数料27万円。4目義歯加工費は、義歯加工手数料11万円それぞれ減額するものとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項外来収入を528万1000円減額するものです。これは、年間の外来収入見込みに伴う減額補正でございます。1款2項その他診療収入を10万7000円増額するものです。1目の諸検査等収入510万7000円の増額は、医療機関がん検診などの件数の増加やコロナワクチン接種費用によるもので、2目の介護保険事業収入の500万円の減額は、訪問看護及び訪問リハビリ、訪問歯科の実績見込みによるものとなります。4款1項1目一般会計繰入金は496万1000円増額するものです。内訳は、歯科診療所分を249万円、八幡診療所分を247万1000円を増額するものです。2目国民健康保険特別会計繰入金は78万7000円減額するもので、内訳は2ページに記載のとおりですが、国保僻地直営診療所の運営費、芸北歯科保健センターの事業実績によるものとなります。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第37号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金のうち保険基盤安定負担金分を減額するものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目保険基盤安定繰入金について減額するものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第38号、北広島町水道事業会計補正予算第3号について、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の令和4年度北広島町水道事業会計補正予算書第3号の6ページ、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入でございます。収益的収入を事業精査し、決算見込みによるもので、事業収益を営業収益、給水収益を1170万円の減額。その他の営業収益21万5000円を増額。営業外収益の分担金580万円の増額をし、収益的収入補正合計568万5000円を減額するものでございます。次に支出でございます。支出についても事業精査を行い、決算見込みによるもので、事業費用の営業費用原水及び浄水費を540万円の減額。配水及び給水費を100万円の減額。総係費を240万円減額するものでございます。特別損失2771万円の増額は、将来、壬生浄水場の拡張工事を行うために設計した費用を建設仮勘定に計上し、拡張工事終了後、資産として償却する予定としておりましたが、今回企業団に参画し、土師ダムを水源とする浄水場を決定したことから、今回特別損失として費用化するものでございます。

収益的支出の補正合計は1891万円の増額でございます。続いて6ページ下段になります。資本的収入及び支出でございます。資本的収入については、企業債の借入れを2000万円の減額、資本的支出についても建設改良費を1560万円減額するものでございます。補正の理由につきましては、春木地区の老朽管更新工事について当初予定していた更新区間を部材等の高騰により短縮したことによるものでございます。以上で、上下水道課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、9議案については、後日審議採決を行います。休憩をとります。13時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 7分 休 憩

午後 1時 10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。建設課長の発言を許します。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの議案第28号、町道の路線の認定についての説明の中で誤った発言をしておりますので、おわび申し上げます。中八幡線について、正しくは、路線番号34185でございます。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 施政方針

○議長（湊俊文） 日程第42、令和5年度北広島町予算の提出にあたり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和5年度施政方針。令和5年第1回北広島町議会定例会に提案しております令和5年度当初予算並びに諸議案の提出にあたり、町政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が町長に就任してから、この3月で11年目を迎えます。これまで私は、北広島町の発展のため、皆様のご支援、ご協力を賜りながら、明るく元気なまちづくりを進めてまいりました。現在、社会は新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、いまだその収束は見えない状況の中、徐々にウィズコロナへとシフトしております。5月には、感染法上5類に移行すると政府が方針決定し、新型コロナに対する対応も今後変化していくことが予想されます。また、昨年からのウクライナ情勢を背景に国家間の緊張も高まっております。さらに、これに起因した物価高騰、価格上昇も私たちの生活に大きな影響を与えており、私たちは先行きに不安を抱えながら生活をしていかなければなりません。このように、私たちを取り巻く環境は様々な変化の時期を迎えておりますが、こうした状況下においても社会情勢の変化に対応しながら、引き続き持

続可能なまちづくり、行政運営を進めていくことが必要であると考えています。国が発表した令和4年度の経済動向によりますと、「我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。」としています。こうした中、国は、景気の下振れリスクに先手を打ち、国の経済を民需主導の持続的な成長路線に乗せていくため、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定、これを迅速かつ着実に実行し、万全の経済財政運営を行うことで、実質GDP、名目GDPともに成長すると見込んでいます。令和5年度の経済見通しにおいては、世界経済の減退は見込まれるものの、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の効果が本格化し、人への投資や成長分野における官民連携の下での投資が促進されることから、実質GDP 1.5%程度、名目GDP 2.1%程度の民需主導の成長が見込まれるとしています。国の令和5年度予算は1兆1千4百38億1千2百万円、対前年度6.3%の増となり、5年連続で1兆円を超える予算となっています。令和5年度の地方財政対策によりますと、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を上回る額を確保することとしています。地方財政計画に掲げられている主な項目は、地域のデジタル化の推進として、地域デジタル社会推進費の令和7年度までの事業期間延長及びマイナンバーカード利活用特別増額、地域の脱炭素化の推進として、地方団体の地域脱炭素化の計画的実施に向けた脱炭素化推進事業(仮称)の予算計上。脱炭素化推進事業債(仮称)の創設とともに、公営企業に係る地方財政措置の拡充、自治体の施設の光熱費高騰への対応として、学校などの自治体施設の光熱水費高騰を踏まえた一般行政経費の普通交付税措置による増額などの地方財政措置が確保されているところであります。広島県における令和5年度施策及び事業の基本的な考え方は、「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」に掲げるそれぞれの欲張りなライフスタイルの実現を目指し、県民の挑戦を後押しする取組や、地域の特性を生かした適散・適集な地域づくりへの取組を推進していくとしています。その中で、令和5年度は、第1に新型コロナウイルス感染症への対応、第2に物価高騰、円安等への対応、第3に、社会基盤の強化、第4に、ウィズアフターコロナにおける経済の発展的回復に向けたLX(ローカル・トランスフォーメーション)の実践に注力することとし、また、広島サミットの5月の開催に向けて、引き続き官民一体となったオール広島で、着実に準備を進めるとともに、そのレガシーを継承し、サミット後のさらなる発展につながるよう取り組んでいくとしております。広島県の一般会計の予算額は1兆1千4百3億2千000万円を計上し、令和4年度比0.3%の減となっておりますが、5年連続で1兆円を超える予算額となっております。続いて、令和5年度における町政運営に対する基本姿勢を申し上げます。初めに、ゼロカーボンタウン実現に向けた取組です。本町におきましても、昨年8月、北広島町ゼロカーボンタウンを宣言し、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、重点対策加速化事業をスタートいたします。まずは、再生可能エネルギーの導入、住宅の省エネ化などの具体的な事業に取り組んでまいります。さらに、令和6年度以降の本町への地域エネルギー会社設立に向けて研究と準備を進めてまいります。次に、DXの推進です。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、国全体としてデジタル化が加速し、今後さらにその進展に拍車がかかることが想定されます。本町においてもFTTH化事業を進めてきておりま



すが、こうした時代の流れに取り残されることのないよう、引き続きDXを積極的に推進していかなければなりません。行政サービスのオンライン化、スマート農業、医療、福祉、生活交通などの各分野における取組を計画的に進めていくことで、町民の皆さんの利便性や生活の向上に努めてまいります。次に、協働のまちづくりです。ひとづくり・地域づくりの場として、きたひろ学び塾～Withを開校し、これからの本町の担い手の育成を現在進めているところです。開始から5年目を迎えることから、これまでの取組を総括し、さらに力を入れていく必要があります。引き続き、まちづくりセンター、地域づくりセンターを中心として、新たな分野での実施も視野に入れながら、協働のまちづくりを実現してまいります。次に、スポーツを核とする地域の活性化です。令和4年度、大朝地域に人工芝のサッカーグラウンドを整備しました。本グラウンドを含む町内のスポーツ施設を町民の皆さんが身近に利用できる施設として整備し、さらに町内全体での取組であるスポーツフェスタやチャレンジデーを継続して実施することにより、町全体においてスポーツの輪がさらに広がり、町民の皆さんがスポーツを通じて幸福感・満足感を実感できるまちづくりを目指して、引き続きスポーツをキーワードとした地方創生に取り組んでまいります。次に災害対策です。江の川上流域が令和4年度に特定都市河川に指定されたことを受けて、今後も災害に強いまちづくりに向けて、国・県と連携して河川の流域全体で防災に対応していく流域治水に向けた取組を実施してまいります。このほか、町民の安心・安全を守っていくために老朽化した消防庁舎の建替えや、児童生徒の食の安全を将来にわたって守っていくため、新たな給食センターの建設などの大型事業にも取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症につきまして、その収束ははまだ見えない中ではありますが、国は感染法上の5類に移行する方針を決定しました。これまで私達がとってきた対応とは随分変わっていくことが想定されますが、国の動向等を注視しながら、町民の皆さんの安全・安心のために適切な対応をとってまいります。最後に、昨年立ち上げた「はなえーる」についてです。まちづくり会社はなえーるは、一般社団法人として新たな歩みを開始し、現在、ふるさと納税業務を中心に事業を展開しております。今後は全庁的に情報発信を強化していく中で、観光DMOなどにも挑戦し、このはなえーるを中心に地域資源を生かした地域内の経済循環に向けた仕組みを確立してまいります。続いて、本町の財政状況について申し上げます。本町の財政状況は、第3次行政改革大綱、昨年11月に策定した第4次行政改革大綱に基づき、財政健全化に向けた取組を継続して実施しているところです。取組の結果、実質公債費比率や将来負担比率、基金残高など数値的には改善が見られるものもあります。しかしながら、たびたび本町を襲う災害、施設の老朽化等による整備、維持修繕、社会情勢の変化による新たな行政ニーズなどへの対応、さらに現在直面している物価高、エネルギー価格高騰などへの対応が必要であり、こうした状況を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。令和5年度当初予算は、こうした財政状況を踏まえながら、第2次北広島町長期総合計画(改訂版)及び第2期北広島町総合戦略を着実に進めていくための事業を中心に予算を編成しています。早急に対応すべき複数の大型事業を予算計上しておりますが、基本的な考え方としては、事業の選択と集中を行い、限られた予算、限られた財源の中で安定した住民サービスを行い、持続可能なまちづくりを進めていくことを念頭に予算編成を行っております。厳しい財政状況は続きますが、令和6年度以降もこうした考え方、第4次行政改革大綱に基づいた財政健全化に向けた取組を実施し、持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めてまいります。続いて、主要施策の概要について、第2次北広島町長期総合計画(改訂版)に定める5つの施

策分野に沿ってご説明申し上げます。施策の1つ目は、活力ある産業の創造と成長です。農業・畜産業の振興では、農用地保全に向けた取組として、中山間地域等直接支払制度、多面的機能直接支払事業を、また担い手の育成・確保に向けた取組として、新規就農総合対策事業、担い手育成総合支援事業を引き続き実施してまいります。さらに、肥料・飼料の価格高騰を受け、耕畜連携をさらに進めてまいります。農業を支える基盤づくりとして、有害鳥獣駆除事業において、有害鳥獣専門員を設置し、対策の強化を図っていくほか、昨年12月に実施した全日本お米グランプリ in 北広島町において、本町の農業者の出品したお米が優秀な成績を収めたことを受け、さらなる取組として、お米のブランディングに向けた取組を行ってまいります。さらに、スマート農業の実現に向けた取組として、水田自動給排水システムの実証実験を昨年度に引き続き行ってまいります。林業・水産業の振興では、森林環境譲与税の活用に向けた方針を策定し、ひろしまの森づくり交付金事業と併せて、林業・作業道を整備、木材生産・公有林整備、公共施設の木質化などを実施することで、森林資源の適切な管理や脱炭素社会に資する取組を進めてまいります。また、スマート林業の実現についても、その実現可能性について研究してまいります。商工業の振興では、北広島町ビジネス創造支援補助金及び事業承継支援補助金を引き続き実施し、さらに令和5年度は新型コロナ流行後開催できていなかった北広島町産業フェアの開催に向けて取り組んでまいります。また、ふるさと納税返礼品の商品開発にも取り組んでまいります。こうした商工業を支える基盤の強化及び経営力強化に向けた支援を行い、引き続き、商工会と連携して、本町の商工業振興の推進に努めてまいります。起業支援と担い手育成では、昨年度開設したサテライトオフィスにおいて、お試しでオフィスを利用された企業が本町に事務所を構え、本格的に活動を開始されております。引き続き、本町において起業意欲のある方を支援できるよう取り組んでまいります。施策の2つ目は、にぎわいと活気に満ちたまちづくりです。暮らしの基盤となる住環境の充実では、暮らしアドバイザーと集落支援員の両面からの相談体制と、情報発信を充実させた定住への取組を継続してまいります。また、生活環境の整備・充実においては、老朽化著しい火葬場の今後の方向性について検討を実施してまいります。子どもの健やかな成長を支える環境づくりでは、ネウボラきたひろしまを中心に、子育て世代への切れ目ない支援を実施いたします。また、子ども・子育て支援事業計画の第3期計画の策定に向け、事業を実施してまいります。すべての人への充実した教育・学びの提供では、GIGAスクールにより整備した児童生徒1人1台端末を活用し、引き続き情報化時代に対応できる子どもの育成に取り組んでまいります。さらに、地域を担う人材の育成に向けて、ふるさと夢プロジェクトを継続してまいります。また、学校現場の負担軽減と保護者の利便性向上などのために、学校給食費の公会計化を実施していくほか、児童生徒の食の安全を将来にわたって守っていくために新たな学校給食センターの整備に着手いたします。歴史・文化・伝統の継承と発信では、引き続き、本町が有する花田植、神楽などの民俗芸能、自然や歴史・文化遺産などの保全と伝承を行ってまいります。移住・定住を促すPRと受入れ体制の強化では、お試し住宅事業やUターン奨励金事業を継続するとともに、今後は移住者、定住者のニーズを把握するために、意見等を聞きながら柔軟な対応ができるよう検討を進めてまいります。また、空き家情報バンクの登録物件に対する補助の継続と、令和4年度に創設した空き家の買主の方への増改築補助金制度である空き家活用定住促進事業補助金を実施し、定住対策に取り組んでまいります。交流を生むまちの魅力づくりと観光振興では、新型コロナの流行により停滞していた農山村体験推進事業、観光プロモーション事業などを従来どおり実施し、

修学旅行生等の受入れや交流人口の拡大による地域の活性化を図ってまいります。スポーツを通じたまちづくりの推進では、わがまちスポーツ推進事業、トップアスリート支援交付金を継続し、また施設整備として、老朽化した芸北海洋センタープール改修工事を実施いたします。町民の皆さんがスポーツフェスタやチャレンジデーなどのスポーツイベントに気軽に参加できるような環境づくりに取り組むことで、引き続きスポーツを通じて幸福感・満足感を実感できるまちづくりを進めてまいります。施策の3つ目は、安心して元気に暮らせる地域の創出です。地域福祉の増進では、地域福祉に係る様々な活動を通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。健康づくり・元気づくりの推進では、元気づくり推進事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を継続して実施してまいります。また、令和4年度国の補正により実施した出産・子育て応援給付金を令和5年度も引き続き実施し、さらに乳幼児等医療給付費支給事業、不妊治療助成事業などを継続して実施することにより、町民の皆さんが健康で安心した生活を送れるよう取り組んでまいります。高齢者福祉の推進では、シルバー人材センター、老人クラブなどによる高齢者の方の社会参加の促進や、安心して生活できる環境を総合的に支援してまいります。また、広島県の地域医療介護総合確保事業を生かした介護施設へのICT導入支援事業を実施してまいります。障害者福祉の推進では、社会参加を支援する各種事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現に取り組んでまいります。人権の尊重・共生社会の実現では、人種、性別、障がいの有無などに関係なく、全ての人が尊重され、誰もが多様性を認める社会、男女がともに社会の中で活躍できるまちを目指して、北広島町人権教育・啓発推進プラン（第2次）を策定し、取り組んでまいります。施策の4つ目は、生活基盤の強化・強靱化です。地域の拠点づくりとネットワークの形成では、旧南方小学校を有効に活用し、交流及び地域振興を図る拠点施設として整備を実施いたします。交通環境の整備と移動に係る利便性の確保では、生活交通運行費等補助事業などの実施により、引き続き町民の皆さんの移動手段の確保に努めてまいります。公共交通のあり方については、地域公共交通Ma a S推進事業を令和4年度に引き続き実施いたします。令和5年度においては実証実験を行うこととしており、引き続き公共交通の効率化による持続可能な運行サービスを続けていくための研究を進めてまいります。また、道路、橋梁などの安全で快適な整備や維持管理の充実にも引き続き努めてまいります。情報通信技術の基盤整備と利活用の推進では、これまで取り組んできたFTTH化事業を引き続き実施し、光回線への移行については、令和5年度の完了を目指してまいります。町民の皆さんへの情報の発信はもちろんのこと、Wi-Fi環境の整備により、災害時の迅速な情報伝達、平時の利用においても町民の皆さんの利便性向上に努めてまいります。また、高度化・多様化する住民ニーズに対応していくため、北広島町DX加速化戦略に基づき、着実に事業を展開してまいります。生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ゼロカーボントウン推進事業を令和5年度から本格的に実施してまいります。このことは行政だけの取組では進まないことから、町民の皆さんや事業者の皆さんと一緒に、脱炭素に向けた事業を展開していけるよう取り組んでまいります。水を大切に暮らすの維持では、本町の水道事業を令和5年度から広島県水道広域連合企業団による運営へと移管し、将来にわたって持続可能な事業の構築を目指します。災害や緊急時に強い地域社会の実現では、自主防災組織や防災リーダーの育成、そして新たに要支援者に対する避難行動支援の実施に向けたシステム導入事業を実施し、防災体制の強化と災害時における対応強化に向けて、町民の皆さんと一緒に引き

続き取り組んでまいります。また、特定都市河川に指定された江の川流域について、国・県と連携して流域治水対策計画の策定に取り組んでまいります。消防救急体制としても、引き続き効率的な整備に努めるとともに、持続可能な消防力の確保のため、今年度から消防庁舎の建設に着手してまいります。安全な暮らしの確保では、道路環境の安全・安心や、犯罪、消費者被害等から身を守るための防犯対策、消費生活相談等による消費者保護対策を実施してまいります。施策の5つ目は、住民のための行財政運営です。町民と行政による協働のまちづくりでは、まちづくり懇談会やまちづくり総合委員会等を通じて広聴を進め、行政情報の共有を図ってまいります。また、きたひろ学び塾Withを継続し、人材育成にも努めてまいります。本事業も5年目を迎えることから、新たな分野での実施も視野に入れながら、今後の事業展開を検討してまいります。さらに、本町は令和6年度で合併20周年を迎えることから、記念事業の実施についても検討してまいります。健全な行財政改革では、行政サービスや町民の皆さんの生活全般において、北広島町DX加速化戦略に基づき、積極的にDX化に取り組んでまいります。また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設の統廃合などについても、関係者及び関係機関と調整しながら着実に進めてまいります。さらに民間の技術やノウハウなどを積極的に受け入れるなど、事業実施について公民連携を進めてまいります。効率的な行政運営の推進について、令和4年11月に策定した第4次行政改革大綱に基づき、健全な行財政運営に取り組んでまいります。町全体での共有を図ることで、財政健全化に向けた取組を継続し、持続可能なまちづくりにつなげていきます。以上、令和5年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要をご説明申し上げました。当初予算の一般会計総額は153億2000万円であり、令和4年度当初予算と比較すると8億8000万円の増額、率にして6.1%の増となりました。ウクライナ情勢などを背景とした国家間の緊張、物価高騰や円安などによる経済への影響など、私たちを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くと予想されます。一方で、こうした状況下においても、地球温暖化など地球規模の課題解決に向けたカーボンニュートラルの取組が世界的に進展し、また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、国全体としてデジタル化が加速し、今後さらにその進展に拍車がかかることが想定されるなど、次世代のために持続可能な未来を見据えた動きも出てきております。本町においても、こうした時代の流れに対応しつつ、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。また5月には、我が広島県においてG7広島サミットが開催されます。世界最初の被爆地である広島で開催されるこの主要国首脳会議を全力でバックアップするとともに、来日される各国関係者にも本町のPRを積極的に行なってまいります。引き続き住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力あるまち、未来につながるまちを見据え、町民の皆様と実践してまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご理解とご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げております予算案をはじめ各種案件につきまして、十分ご審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これをもって町長の施政方針を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 議案第39号 令和5年度北広島町一般会計予算から

日程第51 議案第47号 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第43、議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算から日程第51、議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題とします。

以上、令和5年度予算関係9議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和5年度予算の概要につきまして一括して説明いたします。別冊の令和5年度一般会計予算書をお願いします。議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算です。本案は予算の総額を歳入歳出それぞれ153億2000万円とするものです。繰越明許費は、第2表において2事業を、地方債は第3表において、借入限度額を20億2639万2000円と定め、また一時借入金については、借入れの最高額を20億円と定めるものです。別冊の令和5年度特別会計予算書をお願いします。議案第40号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4000万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第41号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3400万円とするものです。繰越明許費は第2表において1事業を、地方債については第3表に借入限度額を2280万円と定め、また一時借入金については、借入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第42号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6800万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を830万円と定め、また一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第43号、令和5年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5300万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第44号、令和5年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6800万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第45号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ750万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第46号、令和5年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6000万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を3000万円とするものです。次の仕切りをお願いします。議案第47号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1900万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。以上、予算議案9件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、令和5年度北広島町予算関係9議案の提案理由の説明を終わります。以上、9議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第52 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第52、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。ただいま提案のありました議案第39号から議案第47号までの令和5年度北広島町予算関係9議案については、先の議会運営委員会において協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和5年度北広島町予算関係9議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会委員長に10番、服部議員、副委員長に9番、伊藤淳議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に10番、服部議員、副委員長に9番、伊藤淳議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第53 同意第1号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第53、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集に返っていただきまして、議案集198ページをお願いします。同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町大塚348番地、長田克司さんです。同意についてよろしく願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、長田克司さんを任命することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第1号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、長田克司さんを任命することに同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第54 同意第2号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（湊俊文） 日程第54、同意第2号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集200ページをお願いします。同意第2号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明します。任期満了に伴い、次の5人の方を北広島町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めます。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町奥中原255番地6、成瀬哲彦さん。同じく北広島町大朝1585番地1、前川実さん。同じく北広島町川戸4145番地、友田伸江さん。同じく北広島町川戸4383番地、田中正基さん。同じく北広島町阿坂4516番地1、竹村圭司さんです。同意についてよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。選任されている方の一人一人に注文をつけるわけはありませんが、ここに載っている方の5人のうち4人ぐらいが元の町役場の職員さんなんじゃないかなと思うんです。そこで、なぜそういうふうな偏りが起こっているのかなという部分についてお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法第423条第3項に基づき、本町の住民で、町税の納税義務のある者、それから固定資産税の実務、税務経験、行政経験を有し、町内全体についての農用地等の見識が深い者、また学識経験者ということで選任をしております。元の役場の職員を選任するということが偏りがあるというふうには考えておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 個々にわたって注釈をしているわけではなくて、今、税務課長が言われた中に税務経験者という方ももちろんおられますけども、税務に関係のない方もいらっしゃるわけですから、無理やり、何かこじつけた言い方になっておるのかなと思います。今度任期満了になりましたら、またさらに広く見識を持った形で進められれば良いというふうに思いますのでそのところ心得ておいてもらえばというふうに思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを採決します。本件については、成瀬哲彦さん、前川実さん、友田伸江さん、田中正基さん、竹村圭司さんを選任することに同意することに賛成の方は起立願ひます。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第2号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、成瀬哲彦さん、前川実さん、友田伸江さん、田中正基さん、竹村圭司さんを選任することに同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第55 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（湊俊文） 日程第55、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集203ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町今吉田1810番地1、金田恵美子さんです。よろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、金田恵美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、金田恵美子さんを適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、3月15日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 4分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~